

せいかつほご
生活保護

のしおり



とんだばやししふくしじむしょ

富田林市福祉事務所

こそだ ふくし ぶ せいかつしえんか
(子育て福祉部 生活支援課)

でんわ

電話：0721-25-1000

くに、せいかつ こま にくみん せたい たい けんこう ぶんかてき さいていげんど
国は、生活に困っている国民（世帯）に対して、健康で文化的な最低限度
の生活を保障し、必要に応じて保護を行うこととしています。

せいかつ ほご せいかつ こま とき いったい きじゆん だれ う
生活保護は、生活に困っている時は一定の基準にしたがって誰でも受ける
ことができます。そして、その人たちが一日も早く自分自身の力で生活が
できるように手助けすることを目的としています。

にほんこくけんぽう
《日本国憲法》

だい じょう にくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を
ゆう
有する。

くに せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしょうおよ こうしゅうえいせい
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生
のこうじょうおよ ぞうしん つと
の向上及び増進に努めなければならない。

せいかつほごほう
《生活保護法》

だい じょう ほうりつ にほんこくけんぽうだい じょう きてい りねん もと くに
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国
がせいかつ こんきゆう にくみん たい こんきゆう ていど おう ひつよう
が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な
ほご おこな さいていげんど せいかつ ほしょう
保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長
することを目的とする。

1、生活保護の原則	3
2、生活保護の受給の前に	4
3、生活保護利用の流れ	9
4、支給される生活保護費	12
5、生活保護費の種類	13
6、ケースワーカー（地区担当員）と民生委員	16
7、生活保護を利用する人の権利と義務	17
8、こんなときは、生活保護が停止・廃止されます	18
9、こんなときは、必ず届け出を	20
10、生活保護費の返還について	21
11、病院を受診するときは	23
12、介護保険サービスを利用するときは	25
13、自立に向けた支援について	26
14、生活保護Q&A	28
15、メモ	30

1、生活保護の原則

申請保護の原則

本人や、扶養義務者、同居の親族などによる申請に基づいて生活保護が開始されます。申請できない状況にあり、放置すると重大な事態を招くときは、職権で生活保護を決定することがあります。

基準及び程度の原則

厚生労働大臣が定める基準である「最低生活費」と世帯全体の収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合、最低生活費から収入を差し引いた額が生活保護費として支給されます。

就労や年金、各種手当などの収入がある人でも、最低生活費を下回る場合は、生活保護を受けることができます。

必要即応の原則

生活保護は、年齢、性別、健康状態などその個人または世帯の事情の違いに応じ適切に行います。

世帯単位の原則

生活保護は、「世帯単位」で受けることが原則です。世帯とは、「一緒に居住していて、生計をともにしている」状態のことをいいます。よって、血縁関係や婚姻関係に無い場合や、住民票が別の場合でも生活実態があれば、生活保護では「ひとつの世帯」と考えます。

2、生活保護の受給の前に

資産の活用

生活に活用できる資産があればお金に換えて生活費にあてる必要があります。ただし、資産によっては、保有が認められるものもあります。

現金・預貯金

生活費として活用してください。

貴金属及び債券(有価証券)

お金に換えて生活費として活用してください。



生命保険

解約返戻金のあるもの、養老保険などの貯蓄的性格が強いものは、解約し生活に活用することが原則です。しかし、解約返戻金や保険料が少額のもの、保有が認められる場合があります。

自己所有している不動産

居住用として使用している場合は、原則保有が認められますが、処分価値が利用価値に対し著しく大きいと認められるもの、ローン付き住宅の保有は認められていません。また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)の利用が可能なものは、この制度の利用が優先されます。

居住用以外の土地、家屋等の不動産は売却等による資産活用が原則です。

ようほごせたいむ ふどうさんたんぼがたせいかつしきんせいど
要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度について

この制度は、一定の居住用資産を持ち、将来もその住み慣れた住居に
住み続けることを希望する場合に、その不動産を担保に生活資金の貸
し付けを行い、その世帯の自立を支援するものです。

以下に該当する方は、この制度の対象となる可能性があります。

- 概ね500万円以上の資産価値がある居住用不動産を所有している。
- 居住用不動産に賃借権などの利用権や抵当権などの担保権が設定されていない。
- 貸し付けを受けようとする方、及び同居の配偶者が原則65歳以上である。
- この制度を利用しなければ、生活保護を受けることになる。

※生活保護を受給中の方が、65歳以上になった場合にも、要件を満たしていれば、この制度を活用していただくことになります。

自動車

原則として、所有及び借用を問わず使用、保有は認められません。ただし、事業用としてやむを得ない場合や、障がい者が通院などのために必要とする時などは、認められる場合があります。



バイク

総排気量125cc以下のオートバイや原動機付自転車は自賠責保険及び任意保険に加入し、保険料を含む維持費が捻出可能であるなどの条件で、生活用品としての使用、保有が可能です。

能力の活用

世帯に就労できる人がいる場合には、その能力に応じて働く必要があります。病気や障がいがあって働けない、真摯に求職活動をしても仕事が見つからない、働いてはいるが低賃金で収入が少ないといった場合は、制度の利用の妨げにはなりません。

他の制度の活用

社会保障制度などで給付を受けることができる場合は、まず、それらを優先して活用し、生活費にあてる必要があります。生活保護以外の給付の例としては、雇用保険、健康保険、各種年金、傷病手当、労災保険、児童手当、児童扶養手当などがあります。

年金手帳

また、医療においても、他に利用できる制度がある場合は、優先して制度を利用することになります。医療制度としては、自立支援医療、指定難病医療費助成などがあります。

扶養義務者による扶養

可能な場合は、配偶者、両親、子、祖父母、兄弟姉妹といった親族からの援助を求めてください。

ただし、扶養は保護の要件ではありません。扶養は保護に優先して行われるものですが、援助が可能な親族がいるということで、生活保護を受けられないという理由にはなりません。

仕送りなどがあったときは、収入として認定し、生活保護費との調整を行います。

扶養照会について

福祉事務所では、生活保護の申請時や利用中において、扶養義務者の方々に対して、金銭的な支援のほか、定期的な訪問や電話連絡などの精神的な支援の可能性について照会を行います。

ただし、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合、概ね70歳以上の高齢者など、扶養の履行が期待できないと判断した場合には、基本的に照会を行わない取り扱いとしていますので、ご相談ください。

「扶養義務者の履行が期待できない」判断例

- 当該扶養義務者が生活保護受給者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者等
- 当該扶養義務者と縁が切られている等の著しく関係不良である場合
- 当該扶養義務者に借金を重ねている場合
- 当該扶養義務者に対し、扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合（DVや虐待等の経緯がある）

ぼうりょくだんいん りよう
暴力団員は利用できません

ぼうりょくだんいん せいかつほご りよう
暴力団員は、生活保護を利用できません。

おおさかふけいさつ かんけいきかん れんけい ぼうりょくだんかんけいしゅ
大阪府警察などの関係機関と連携し、暴力団関係者である

かくにん ばあい しんせい きゃつか
ことが確認された場合は、申請を却下します。

また、せいかつほご かいしご ぼうりょくだんかつどう おこな ばあい ただ
生活保護が開始後であっても、暴力団活動を行った場合は直ちに
せいかつほご はいし
生活保護は廃止となります。



メモ

3、生活保護利用の流れ

① 事前の相談

まず、生活保護制度について詳しい説明を受けましょう。
相談時には、家庭の事情や状況について聞き取りをしながら、他の社会保障制度などの利用についても相談できます。

② 申請

申請は、福祉事務所に「生活保護申請書」を提出します。この時点で、調査や審査に必要な書類や資料（11ページ「申請時に提出・持参するものの例」参照）を準備しておいてください。
また、申請者の印鑑が必要です。家族や親族などが代わりに申請することもできます。



③ 調査・審査

福祉事務所が必要な調査を行い、審査します。判断する要件としては、「資産の活用」「能力の活用」「他の制度の活用」（4ページ「2、生活保護の受給の前に」参照）などがあります。また、扶養義務者の援助を受けられる場合は、可能な範囲で援助を受けてください。

④ 結果通知

生活状況や資産状況などの調査を行ったうえで、原則として申請した日から14日以内に生活保護が受けられるかどうかを通知します。ただし、調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日まで延長する場合があります。

⑤ 受給開始

生活保護が受けられることが決定したら支給が始まります。生活保護費は月単位の支給となり、申請した月は、開始日から月末までの日数を日割り計算して支給します。支給日は、原則毎月5日（閉庁日の場合は前閉庁日）で、受け取り方法は、原則、金融機関への振り込みとなりますが、事情によっては窓口で支給の場合もあります。受給開始後に、生活保護を受けるにあたっての留意事項などを説明します。

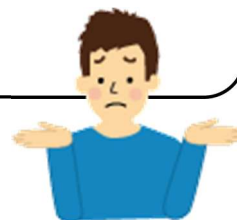
⑥ 受給中の援助

生活保護を受けている世帯には、ケースワーカー（地区担当員）が年数回の訪問調査を行います。また、世帯に就労できる人がいる場合には、就労に向けた助言、指導などをして早期の自立助長のための支援に取り組みます。

決定に不服があるときは

福祉事務所が行った処分（保護の申請却下、保護の変更、停止、廃止など）に対し、不服がある場合は大阪府知事に対し審査を請求することができます。ただし、外国籍の人は請求できません。

処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に行うことができます。この期間内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。



申請時に提出・持参するものの例

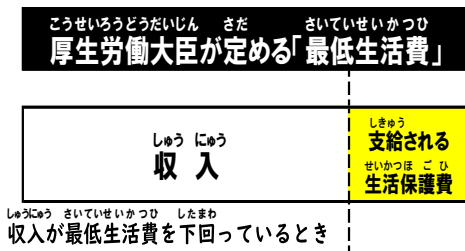
- 印鑑
- すべての通帳
(最終残高が確認できるようにできる限り通帳記入しておいてください。)
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 自宅(土地)の賃貸借契約書
- 家賃証明書・家賃・地代の支払い状況が分かる書類
- 国民健康保険者証・健康保険者証・後期高齢者保険者証
- 【ひとり親家庭・重度障がい・子ども・老人(令和3年3月末まで)】医療証
- 給与明細書【月分～月分】・給与証明書
- 国民年金・厚生年金【手帳・証書・改定通知書】
- 【企業年金・厚生年金基金・関係書類】
- 在学証明書【高校・大学・短大・専門学校・】
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 雇用保険受給資格者証
- 傷病手当金支払い通知書
- 自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証書
- 生命保険証書
- マイナンバーカード
- その他、世帯の状況を確認するにあたり必要な資料
-
-
-
-

4、支給される生活保護費

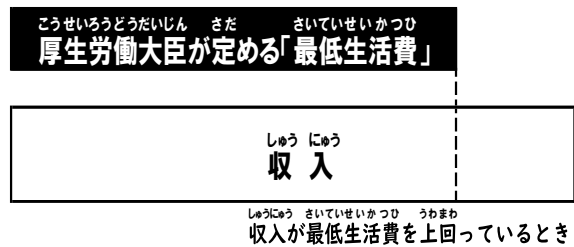
収入が基準を下回る場合に支給されます

厚生労働大臣が定める基準である「最低生活費」と現在の収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合、最低生活費から収入を差し引いた額が生活保護費として支給されます。

●生活保護を受けられる場合



●生活保護を受けられない場合



収入とは、就労収入、年金等の社会保障給付、仕送りなどのことをいいます。

基準となる「最低生活費」の決まり方

生活保護費の基準となる最低生活費は、「世帯構成（人数や年齢など）」や「地域」によって決まります。転入や転出、出産など「世帯構成」に変化が生じた場合は、その都度ケースワーカー（地区担当員）に届け出てください。

本市内であれば「地域」によって最低生活費が変わることはありません。

収入の申告はすみやかに

毎月支給する生活保護費は、就労収入などその月の収入で支給額が決まります。収入額が確定するまでは、見込額で認定します。

見込みより収入が少なかった場合は、差額を追加で支給し、反対に収入が多かった場合は、返還となります。生活保護費の調整が適切に行えるように、すみやかな収入申告をお願いします。

5、生活保護費の種類

生活保護を受ける人には、生活で必要となる各種費用に対応して、次のような扶助が支給されます。

生活扶助

日常生活をしていく上で必要な費用のことで、①食費等の個人的費用 ②光熱水費等の世帯共通費用に分類された基準額が支給されます。

住宅扶助

家賃や引越しにかかる敷金等、契約更新時の費用、家屋の修繕費用などについて、定められた範囲内で支給されます。ただし、共益費や管理費などは支給の対象にはなりません。

家賃や共益費は、福祉事務所が家主に直接納付（代理納付）することができますので活用してください。

教育扶助

子どもが義務教育を受けるために必要な費用について、その人数に応じて定められた基準額が支給されます。

学校給食費や学用品費、教材費、クラブ活動に係る費用などが支給対象となります。



医療扶助

医療費は自己負担の必要はありませんが、指定医療機関で受診することが原則です。

病院を受診する前に、福祉事務所で「医療券」の発行が必要です。

介護扶助

介護保険制度の要介護（支援）認定を受けている人が対象となります。ケアプランに基づき利用したサービスの利用者負担分を支給します。

出産扶助

出産時に病院や助産施設などでかかる費用について定められた範囲内で支給します。児童福祉法による入院助産制度の利用が優先されます。



生業扶助

就労に必要なとなる技能や資格を修得する場合などにかかる費用について定められた範囲内で支給します。

高等学校等の就学費用についても、生業扶助の対象となります。

葬祭扶助

世帯の人の葬祭費用について定められた範囲内で支給します。

死亡診断書、遺体の運搬、火葬費用、納骨費用などがこれにあたります。

各種加算について

ひとり親世帯、障がい者がいる世帯、高等学校等修了前の子どもを養育する世帯は、世帯の状況や障がいの程度により定められた「加算額」が支給される場合があります。

その他に、11月から翌年3月までの間は暖房費として支給する「冬季加算」や、介護保険料の普通徴収に係る実費として支給する「介護保険料加算」などがあります。

いちじてき ふじょ 一時的な扶助

日常生活をするうえで臨時に費用が必要な時に対応するため、一時的な扶助があります。ただし、それぞれに要件や限度額がありますので、次のような場合で費用が必要なときは、必ず事前にケースワーカー（地区担当員）に相談してください。

いちじてき ふじょ おも 一時的な扶助の主なもの

- ・ 小学校、中学校、高等学校等の入学のときに、学生服や全員の使用する教材が必要なとき
- ・ 就職が確定したときに、就職に直接必要とする衣類や靴などが必要なとき
- ・ 小学校、中学校、高等学校等の課外のクラブ活動を行うための費用を必要とするとき
- ・ 常時おむつが必要なとき
- ・ 長期入院から退院する単身者や災害に遭い、炊事用具や食器、家具、布団、衣類などがいないとき
- ・ 病院へ行ったり、仕事を探したりするために交通機関を利用するとき
- ・ 家屋の一部が壊れ、居住者の責任において修理しなければならないとき
- ・ 転居にあたり費用が必要なとき



6、ケースワーカー(地区担当員)と民生委員

ケースワーカー(地区担当員)とは

生活保護が開始となれば、ケースワーカー(地区担当員)が世帯の状況に
応じて、定期的に家庭訪問を行います。

ケースワーカー(地区担当員)は、生活保護を正しく受けていただくため
に、面接や家庭訪問により生活状況などを把握し、生活保護の決定に必要な
調査や助言、援助を行う福祉事務所の職員です。

なんでも気軽に相談してください。プライバシーは固く
守られます。



民生委員とは

民生委員は地域で生活に困っている人たちの相談窓口で、福祉事務所とは
協力関係にあります。生活保護をはじめ、社会福祉全般の相談に応じます。

メモ

7、生活保護を利用する人の権利と義務

生活保護を受ける人は、以下の権利が保障されています

- **不利益変更の禁止** 正当な理由がなければ、決定した生活保護費を減らされたり、生活保護が受けられなくなったりすることはありません。
- **公課禁止** 生活保護費には、公的な税金が課せられることはありません。
- **差押禁止** すでに受けた生活保護費や、生活保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。
- **譲渡禁止** 生活保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。

生活保護を受ける人には、守らなければならない義務もあります

- **生活上の義務** 働ける人は、その能力に応じて勤労に励み、病気の人には、医師の指示に従って治療を受けなければなりません。生活費は計画的に使わなければなりません。
- **届出の義務** 「9、こんなときは、必ず届出を」をご覧ください。
- **指示等に従う義務** ケースワーカー（地区担当員）から、生活保護の目的を達成するために必要と思われる指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。
- **費用返還義務** 「10、生活保護費の返還について」をご覧ください。

8、こんなときは、生活保護が停止・廃止されます

生活保護が停止または廃止となる場合

次のような場合は、生活保護が停止または廃止されます。

生活保護を必要としなくなった場合の例

- ・世帯の収入が増えて最低生活費の基準額を上まわった場合
- ・最低生活費の基準額が減り世帯の収入が上まわった場合
- ・生活保護費を受給している人が親族などに引き取られた場合
- ・生活保護費を受給している人が死亡した場合

その他の停止・廃止となる場合の例

- ・正当な理由がなく、福祉事務所の訪問調査を拒んだ場合
 - ・正当な理由がなく、福祉事務所の検診命令を拒んだ場合
- (福祉事務所は、保護を受けている人の健康状態などを確認するため必要に応じて、医療機関での検診を指示する場合があります。)
- ・正当な理由がなく、福祉事務所の指示や指導に従わない場合



生活保護を受けなくなったときは

生活保護を受けなくなった場合は、次のような手続きが必要になります。

必要な手続きの例

- ・ 勤め先などの健康保険に加入していない人は、生活保護の停止、廃止日から14日以内に、国民健康保険への加入手続きをしてください。
- ・ 国民健康保険料、国民年金の減免が必要な人は、生活保護の停止、廃止日から14日以内に、保険年金課で手続きをしてください。
- ・ 生活保護を受けなくなっても、小、中学校の児童、生徒には就学援助の制度がありますので、必要な場合は教育委員会に相談してください。

再び生活に困った場合は



一旦、生活保護を利用しなくなった場合でも、再度必要な状況になれば、申請することが可能です。

9、こんなときは、必ず届け出を

世帯全員について届け出が必要です

世帯全員について、生活状況などに変化があったときは、すみやかに福祉事務所に届け出てください。これらは生活保護費の金額決定にかかわるため、届け出が遅れないように注意してください。

届出が必要なおきの例

- ・ 毎月の給料など定期的な収入や、ボーナス、日払いの給料や退職金などの臨時収入があったとき（高校生のアルバイトも含む）
- ・ 公的な手当などの収入があったとき
- ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・ 交通事故などで相手からの損害賠償金があったとき
- ・ 親族や友人など世帯の人以外からの仕送りや援助があったとき
- ・ 不動産などの資産を相続したとき
- ・ 世帯の人が出生や死亡により、増えたり減ったりしたとき
- ・ 世帯の人が転入や転出したとき
- ・ 世帯の人が入院や退院をしたとき
- ・ 世帯の人が入学や卒業、休学や退学したとき
- ・ 世帯の人が就職や退職をしたとき
- ・ 職場の健康保険への加入や加入資格を失ったとき
- ・ 世帯の人が障害者手帳などを取得したとき
- ・ 現在の住居の家賃や地代が変わるとき
- ・ 現在の住居から引越しを考えているとき



10、生活保護費の返還について

生活保護費の返還を求められます

生活状況などの変化に関する届け出が遅れたり、不正な手段を使って生活保護を受けたりした場合は、いったん支給した生活保護費（医療費などを含む）の返還を求めます。また、必要に応じて生活保護を受けている人の関係機関（年金事務所、税務署、金融機関、保険会社、他市町村など）に調査することがあります。

定められたルールを守り、わからないことがあれば、早めにケースワーカー（地区担当員）に相談してください。

生活状況などの変更処理が遅れた場合

収入が増えた、世帯の人数が減った、入院したなど、生活状況などに変化があったにもかかわらず、届け出が遅れるなどして変更処理が間に合わず、生活保護費を過大に支給することになってしまうことがあります。このような場合は、支給しすぎた生活保護費の返還を求めたり、翌月以降の生活保護費で調整する場合があります。

メモ

資産がありながら生活保護を受けた場合

ねんきん てあて せいめいほけん ふどうさん かつよう さいさん
年金、手当、生命保険、不動産などの活用できる資産はあっても、すぐ
せいかつひ せいかつ きゅうはく ばあい せいかつ ほ ご う
に生活費とすることができず、生活が窮迫している場合に生活保護を受
けることがあります。

ばあい さいさん げんきんか
この場合、あとで資産が現金化されたときに、すでに
しきゅう せいかつ ほ ご ひ へんかん もと
支給された生活保護費は返還を求めることになります。

げんきんか
現金化できたときは、必ず福祉事務所に届け出てください。



不正に生活保護を受けた場合

せいかつ ほ ご しんせい しゅうにゆうしんこく ないよう いつわ こい
生活保護申請や収入申告の内容などに偽りがあった、また、故意に
しゅうにゆうぞうか とど で おこな ふせい しゅだん せいかつ ほ ご う
収入増加の届け出を行わなかったなど、不正な手段で生活保護を受け
た場合は、すでにしきゅう せいかつ ほ ご ひ へんかん
支給された生活保護費は返還しなければなりません。

「不正受給」は法律で罰せられます



いつわ しんせい とど で ふせい しゅだん せいかつ ほ ご う
偽りの申請や届け出など不正な手段で生活保護を受け
ひと せいかつ ほ ご ひ へんかん
た人は、生活保護費を返還しなければならないだけでな
く、ほうりつ ちようえき ぼつきん か
法律により懲役や罰金が科せられることがありま
す。ふせいじゅきゅう ぜったい
不正受給は絶対にやめましょう。

11、病院を受診するときは

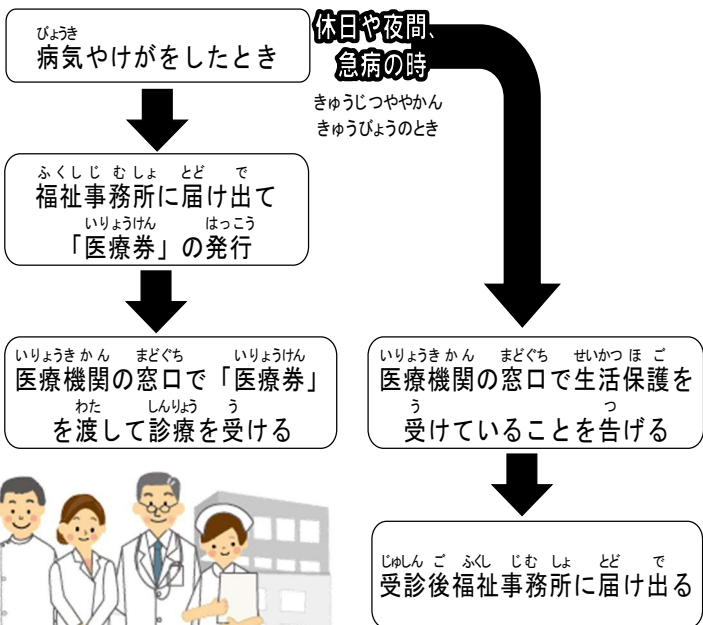
医療機関に行く前に

生活保護受給中の医療機関での受診や治療は、医療保険の範囲内のもの
であれば、自己負担はかかりません。

原則として、医療機関に行く前に、福祉事務所で「医療券」の発行を受け、
医療機関に提出してください。医療券は医療機関ごとに、月が変わるごとに
必要となります。

休日や夜間、急病のとき
には医療機関の窓口で生活保護
を受けていることを告げて受診
し、受診後はできるだけ早くケ
ースワーカー（地区担当員）に
報告してください。

病院によっては、医療費が
請求される場合があります
が、後日、医療券を提出する
ことで返金されます。



ジェネリック医薬品の使用について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分
を持った安価な薬です。国全体で普及に取り組んでおり、生活
保護制度においては、原則として、ジェネリック医薬品を使用し
ていただきます。薬について不安な時は、医師または薬剤師に
相談してください。



交通事故などで他人にけがをさせられたとき

相手がわかっているときは、その人に治療代を支払ってもらうこととなります。詳しくは、ケースワーカー（地区担当員）に相談してください。

また、事故にあった場合は、その場で警察に連絡してください。

受診時に注意すべきポイント

- 生活保護法の指定医療機関で受診してください。指定医療機関であるかは、受診先または福祉事務所で確認してください。
- 職場の健康保険の保険者証がある場合は、医療券と一緒に医療機関の窓口で提示してください。
- 特別な事情がなければ、同じ月に同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することはできません。
- 診断書、めがね、コルセットなどが必要なときや、はり、きゅう、あんま、マッサージ、柔道整復などの施術を受けたいときは、事前に福祉事務所に相談してください。
- 通院の交通費が家計の負担となり、通院に支障がある場合は、事前に福祉事務所に相談してください。
- 入院費用は必要最低限度となるため、個人の希望で個室を利用したときの部屋代は生活保護では支給されません。また、病衣（パジャマ）やタオル・シーツ等の料金についても生活保護では支給されません。
- 病気やけがが治ったり、途中で通院をやめたりした場合は、すみやかに福祉事務所に連絡してください。



12、介護保険サービスを利用するときは

生活保護を受けている人は、福祉事務所が発行する「介護券」を利用することで、介護サービスを受けるときの自己負担はかかりません。（食事代など自己負担が必要なものもあります。）

65歳以上の人は、高齢介護課で手続きをします。介護保険制度の要介護認定で「要支援」または「要介護」の認定を受け、介護サービスを利用します。詳しくは、ケースワーカー（地区担当員）または高齢介護課に相談してください。

40歳から64歳の人は、生活支援課で手続きをします。対象となる病名が決まっているため、確認が必要です。ケースワーカー（地区担当員）に相談してください。



メモ

13、自立に向けた支援について

「自立支援」とは

「自立支援」とは、社会福祉法の基本理念にある「利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」を意味します。

- 就労自立支援・・・就労による経済的自立のための支援
- 日常生活自立支援・・・それぞれの能力やその抱える問題などに応じ、身体や精神状態を維持・回復し、自分で自分の健康や生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援
- 社会生活自立支援・・・社会的なつながりの維持や回復など社会生活における自立の支援

就労自立給付金

就労により生活保護を必要としなくなった後に生じる、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の支出や、通院した分だけ必要となる医療費の負担を軽減し、生活保護脱却直後の不安定な生活を支えるために、生活保護から自立に至った就労の期間と収入に応じて給付金を支給します。世帯構成に応じて、上限があります。



大学などへの進学支援

アルバイト等収入を収入認定しない取り扱い

高等学校等で就学しながら行うアルバイト等で得た収入は、収入認定し生活費として活用しなければなりません。事前に福祉事務所に相談し承認を得た場合は、収入として認定せずに学習塾費や将来必要な大学等の入学料に充てるために積立てることが可能です。

進学準備給付金

高等学校等卒業後、大学等へ進学する場合の新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給します。原則として、高等学校等を卒業した翌年度から大学等へ進学する人が対象です。

大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置

大学等に就学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学する場合は、世帯から外れ別世帯として取り扱う（世帯分離）ことになります。

大学等に進学した世帯員は、生活保護が適用されなくなりますが、住宅扶助の額は、大学等に就学している間に限り、その世帯員も含めた人数で認定するため減額されることはありません。

14、生活保護Q&A

Q1 働いているのですが、生活保護を受給することはできますか？

A1 働いていて就労収入がある人でも、その収入及び資産が厚生労働大臣の定める基準（最低生活費）に満たない場合には、生活保護を受給することができます。この場合、収入と最低生活費を比較して、最低生活費から収入を差し引いた差額が生活保護費として支給されます。

Q2 借金があっても生活保護は受給できますか？

A2 受けられますが、原則として、生活保護費で借金の返済はできませんので、任意整理や自己破産など整理することになります。生活保護受給中の新たな借金（奨学金を除く）は認められません。債務整理を行うにあたっては、支援制度（法テラスなど）がありますのでケースワーカー（地区担当員）に相談してください。



ほう 法テラス

ほう
法テラスとは、くに せつりつ こうてき ほうじん けいざいてき よゆう かた ほうてき
国が設立した公的な法人で、経済的に余裕のない方が法的
トラブルにあったとき、むりょうほうりつそつだん べんごし しほうしよし ひようとう たてか
無料法律相談や弁護士・司法書士の費用等の立替え
えんじょ みんなほうりつふじょ おこな
の援助（民事法律扶助）を行っています。

生活保護を受給している場合は、立替費用の返済猶予・免除を受けられる場合があります。

Q3 はな 離れて暮らす親族に知られないようにできますか？

A 3 福祉事務所は扶養義務のある親族に対して、援助できるかどうか確認する扶養照会を行います。ただし、DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情がある場合や扶養義務の履行が期待できない場合（7ページ参照）は、照会を行いませんので、ご相談ください。

Q4 エアコンの設置費用は支給されますか？



A 4 熱中症予防が特に必要な世帯であって、保護の開始時に持合せがないときや、転居の場合に元の住居の備え付けといった理由で新居に移設することができないときなどは、購入や設置に必要な費用を上限内で支給します。生活保護受給中の場合は、最低生活費のやり繰りや、貸付資金の活用によって購入することになります。

Q5 生活保護の受給中でも海外渡航することはできますか？

A 5 遊興を目的とした海外旅行などは、その交通費及び宿泊費に充てられた額が収入認定となります。しかし、修学旅行や親族の冠婚葬祭、危篤などの場合は、全額を収入認定しないものとしています。いずれの場合においても、必ず事前にケースワーカー（地区担当員）に届け出てください。



Q6 ギャンブルで^え得^{しゅうにゆう}た^と収^{あつか}入^いの取^とり扱^{あつか}いは？

A6 生活保護受^{せいかつほご}給^{じゆきゆうちゆう}中^{ちゆう}にギャンブルで得^えられ^らた収^{しゅうにゆう}入^いも全^{すべ}て収^{しゅうにゆうしんこく}入^い申^{しんこく}告^{こく}が
必^{ひつよう}要^{よう}です。過^か度^どに生^{せい}活^{かつ}費^ひをつぎ込^こみ、健^{けん}康^{こう}や自^じ立^{りつ}した生^{せい}活^{かつ}を損^{そこ}なうなど、
生^{せい}活^{かつ}に支^し障^{しょう}が出^でないよ^{ちゆうい}うに注^{ちゆうい}意^いしてくだ^{くだ}さい。

15、メモ

とんだばやししふくしじむしょ ^{こそだ} ^{ふくし} ^ぶ ^{せい} ^{かつ} ^し ^{えん} ^か
富田林市福祉事務所（子育て福祉部生活支援課）

^{じゆうしょ}
【住所】 ^{とんだばやししときわちよう} ^{ばん} ^{ごう}
富田林市常盤町1番1号

^{でんわばんごう}
【電話番号】 0721-25-1000 ^{ないせん}
(内線)

^{たんとうしゃ}
【担当者】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



とんだばやしし えすでいじーず とくく
富田林市はSDGsに取り組んでいます。

第1版 令和2年1月
 第2版 令和4年6月